

令和7年春の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる4項目です

重点① こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路環境の確保と正しい横断方法の実践

【保護者の方へ】

都内では、こどもの交通事故が多く発生しており、飛び出しを原因とした重大事故も発生しています。保護者の方には、普段から交通ルールに関する理解を深めていただき、日頃からお子様に正しい交通ルールとマナーを繰り返し教え、手本を示していただくようお願いします。

【高齢者の方へ】

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の半数以上は高齢者であり、高齢者側による信号無視や横断違反を原因とする事故も多くあります。

慣れた道でも必ず交通ルールを守り、十分な安全確認をお願いします。

【全ての歩行者の方へ】

横断歩道を横断する際は、車が自分に気がついていないかもしれないという意識を持ち、青信号でも必ず安全確認をしてから渡るなど、「自らの命は自ら守る」安全な行動を実践してください。



重点② 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

【歩行者優先意識を高めましょう】

昨年の交通死者数を状態別で見ると、歩行中が最も多く、そのうち約34%が横断歩道横断中の事故となっています。

ドライバーの方は、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

【シートベルト・チャイルドシートを適正確実に着用しましょう】

自動車に乗ったら全ての座席でシートベルトを正しく着用しましょう。

チャイルドシートは、子供の成長に合わせ、体格に合うものを使用しましょう。



【ながら運転はやめましょう】

「ながら運転」は、周囲の安全確認がおろそかになり、重大な交通事故につながる大変危険な行為です。運転中のスマホ等の使用は、絶対にやめましょう。※自転車運転中のながらスマホも処罰の対象になりました。



【飲酒運転は絶対にやめましょう】

飲酒運転は他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。車もバイクも自転車も特定小型原動機付自転車もお酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

【自転車を利用する方へ】

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。自転車乗用中の交通事故の多くは交差点での出会い頭事故です。交差点では一時停止と安全確認を確実にし、交通事故防止に努めましょう。

【特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）を利用する方へ】

特定小型原動機付自転車は、16歳以上であれば運転免許がなくても利用できますが、3年以内に2回以上危険な違反を繰り返すと、運転者講習を受けなければなりません。

【自転車・特定小型原動機付自転車を利用する全ての方へ】

自転車・特定小型原動機付自転車を利用する前には、必ず交通ルールを確認して安全に利用してください。また、利用する際は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



重点④ 二輪車の交通事故防止

都内では、二輪車（原付を含む）の交通事故が多く発生しています。

昨年の二輪車の交通死亡事故では、年代別では20代が12人、50代が8人で多く、通勤中の事故の割合が約5割で高くなっています。

二輪車を運転するときは、慣れた道でも速度を控えて安全走行を心がけましょう。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部を守るプロテクターを着用しましょう。



令和7年3月発行 登録番号(6)113
令和7年春の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都生活文化スポーツ局
都民安全推進部 総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3124



令和7年春の全国交通安全運動

令和7年4月6日(日)～4月15日(火)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～
4月10日(木)は交通事故死ゼロを目指す日です



第12回東京都交通安全ポスターコンクール(令和6年度実施)
知事賞 小学校3年 成田 葵(なりた あおい)さんの作品

東京都/首都交通対策協議会

自転車に乗るときはヘルメットを被りましょう

自転車事故による死者のうち、
6割は頭のケガが主な原因で
亡くなっているのを知っていますか？

ヘルメットを着用している
場合と比較して、
着用していない場合の
致死率は

約2.7倍



ヘルメットOK? かなって60!

OWV (オウブ) 出演の動画配信中!



自動車等のながら運転はやめましょう!

携帯電話やカーナビを使い「ながら」の運転は、道路交通法違反!



携帯電話を持って
通話する
(通話)



携帯電話の画面を
注視する
(画像注視)



カーナビの画面を
注視する
(画像注視)



令和6年11月1日道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく
罰則が整備されました

くわしくはこちらをチェック→



特定原付（電動キックボード等）の交通ルールを守ろう!

～ルールを守って安全・快適に～

車道や自転車道を走ろう

車道と歩道または路側帯の区別があるところでは
車道（もしくは自転車道）を走行します。



信号や標識・
標示を必ず確認し
交通ルールを
守りましょう。



歩道通行は例外

【特定原付】のうち、【特例特定原付】のみ
自転車が行き可能な歩道に限り走行できます。

歩道は歩行者優先です。

注意 標識等で特例特定原付の通行
が禁止される場合は除く



普通自転車等及び
歩行者等専用

- ☑ 16歳未満は運転禁止
- ☑ 自賠責保険（共済）に加入する
- ☑ ナンバープレートをつける
- ☑ ヘルメットを着用しよう（努力義務）
- ☑ 飲酒運転しない
- ☑ 曲がる時はウィンカー
- ☑ 運転中は携帯電話等を使用しない
- ☑ 車道か自転車道が原則
- ☑ 信号や標識を守る
- ☑ 二人乗りしない
- ☑ 道端などに放置しない。

特定原付の交通ルールをHPでチェック!

都民安全 特定原付

検索



自転車安全利用 5則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

自転車のルール・マナーを学べるスマホ・タブレット用アプリ
「輪トレ（りんトレ）」!
アプリで自転車のルールを再確認して、楽しく、安全に自転車
を利用しましょう!



スマホ・タブレットで
利用可能!
アプリのダウンロード
はこちら▶



ドライバーの皆さんへ!

歩行者優先意識を徹底しましょう!

STOP! 横断歩道!

歩行者を守るための 3つのチェック を実践しましょう!

ダイヤモンドや
標識を チェック



横断歩道等があることを示すダイヤ
マークや、横断歩道の存在を示す標
識を確実に確かめましょう。

横断歩行者が
いることを チェック



横断歩道付近の歩行者は横断する
との前提に立ち、歩行者を見つけたら
手前で止まりましょう。

歩行者と意思の
疎通を チェック



ドライバーが歩行者を優先してい
ることを、手で表現するなどアクシ
ョンで示しましょう。

運転者は法令上、横断歩道等を横断している、又は、横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

※道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」 罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

歩行者の皆さんへ!

横断歩道を安全に渡る方法 3つのチェック✓+1（プラスワン）

歩行中の方が犠牲となる交通事故が多く発生しています。ご自身の大切な命を守っていただくため、歩行者の皆さんには道路を安全に横断するための、「簡単で効果的な3つのチェック」を実践していただくようお願いします。横断歩道を渡る前に、「車が来ていないかチェック」「車が止まったかチェック」、横断歩道を渡っている間も「車が来ないかチェック」です。これら「3つのチェック」とともに、車のドライバーに対して、これから道路を横断するという意思をはっきりと示す「+1（プラスワン）」アクションを起こしていただくと、さらに効果的です。

車が来ていないか
チェック



横断歩道を渡る前に
左右から車が来ていないか
確認しましょう

車が止まったか
チェック



横断歩道を渡る前に
車がきちんと止まったか
確認しましょう

横断中も車を
チェック



横断歩道を渡っている間も
左右から車が来ないか
確認しましょう

さらに
こうかでき
効果的な

プラス ワン
+ 1

アクション!



横断歩道を渡る時は、これから渡ることをアクションで
(手をあげる・車の方を見るなど) 運転手さんに渡りたい気持ちを伝えよう!

交通ルールを守りましょう!

歩行者は横断歩道を渡りましょう。
横断禁止場所での道路横断はやめましょう。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげからの飛び出し」などはとても危険な行動です。絶対にやめましょう。

